

## 愛知県医療救護活動計画の策定について

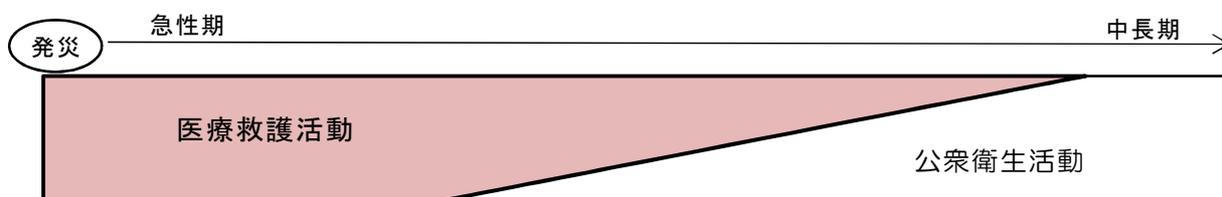
### 1 目的

南海トラフ巨大地震を想定し、災害医療調整本部及び地域災害対策会議の体制、関係者の連携と情報共有体制、急性期の負傷者の搬送体制や中長期における慢性疾患患者等の受入れ体制、医薬品等の確保策など、大規模災害時の災害医療を円滑に実施するための総合的な計画として、医療救護活動計画を策定する。

### 2 位置づけ

発災直後の急性期から避難所が設置されている中長期の間の、総合的な医療救護活動計画

⇒ 長期間に亘る医療救護班の派遣調整及び公衆衛生活動との連携にも対応



### 3 全体の構成

この計画は、県全域で共通する事項等に関する計画である県全域の計画と、2次医療圏を単位とする地域の実情に応じた事項等に関する計画である、各2次医療圏の計画から構成する。

Tab.1 計画の構成と概要

県全域計画	各2次医療圏計画
<p>【計画の概要】            全県的な医療救護体制と活動方針を明確にし、県全域において、各関係機関が共通の認識のもと活動を行うための計画。</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害医療調整本部及び関係機関の役割</li> <li>・ 関係機関相互の情報連絡体制</li> <li>・ 医療機関の役割分担に関する基本方針</li> <li>・ 圏域を越えた搬送受入れ体制</li> <li>・ 広域的な医薬品医療資器材の確保体制</li> </ul>	<p>【計画の概要】            地域の実情に応じた詳細な活動方針を明確にし、地域の関係機関が共有することで、地域における災害対応力を強固なものとするための計画。</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域災害医療対策会議及び地域における関係機関の役割</li> <li>・ 関係機関相互の情報連絡体制</li> <li>・ 地域の実情に応じた医療機関の役割分担</li> <li>・ 圏域内の搬送受入れ体制</li> <li>・ 地域における医薬品医療資器材の確保体制</li> </ul>